

株 主 各 位

(本店所在地)
名古屋市中区栄3丁目12番23号
(本社事務所)
東京都港区芝4丁目1番23号
株 式 会 社 ゼ ッ ト ン
代表取締役社長 鈴木伸典

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2019年5月24日(金曜日)午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年5月27日(月曜日)午前11時
(受付は10時30分からとなります。)
※開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
2. 場 所 神奈川県横浜市中区山下町10番地
「ホテルニューグランド本館2階 レインボーボールルーム」
※開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第24期(2018年3月1日から2019年2月28日まで)
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第24期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

4. 議決権の行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合は、46頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
- (4) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。当社定款第15条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名に限られます。

5. その他本招集ご通知に関するご案内

株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.zetton.co.jp>)に掲載させていただきます。

以上

<p>事業説明会 開催のご案内</p>	<p>定時株主総会終了後、休憩をはさみ引き続き同会場におきまして、「事業説明会」の開催を予定しております。お時間の許す株主様には、定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。 なお、事業説明会へのご参加は、第24回定時株主総会にご出席された株主様に限らせていただき、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。</p>
-------------------------	--

(提供書面)

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

売上高につきましては、新規店舗が好調に推移したこと、また、既存店舗におきましても、販売促進活動の強化や店舗メニューの戦略的な見直し等の施策が的確に効果を上げたこと、特にブライダル事業においては、きめ細やかな接客、主要広告媒体との連携強化等の各種施策により、新規成約率の向上及び付帯売上の上昇に繋げることが出来ました。これにより前期から当期にかけて閉店した店舗の減収や夏場の天候不順等の外的影響が発生した中でも、前期対比103.1%と飲食、ブライダル共に前期実績を上回り、増収となっております。

営業利益につきましても、売上増加に連動した増益、購買部による原価低減活動や組織変更による店舗オペレーションの効率化等により利益率が上昇したことに本部の人員体制変更による増益効果が加わりました。これにより「働き方改革」の積極的な推進による一部人件費の上昇や店舗改修等のコスト増加分を吸収して、前期実績を上回り増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高9,727百万円（前期比5.4%増）、営業利益463百万円（同8.3%増）、経常利益491百万円（同11.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益210百万円（同35.2%増）と営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とそれぞれ過去最高益を達成いたしました。

店舗数については、7店舗の新規出店、6店舗の閉店により、当期末の店舗数は、直営店63店舗（国内58店舗、海外5店舗）、F C店9店舗の合計72店舗となっております。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中に新規出店、また、既存店舗の改装及び改修に係る設備投資を実施いたしました。その総額は245百万円であります。

なお、当連結会計年度において既存店舗の撤退に伴う除却・売却等を行っております。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として220百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) **重要な組織再編等の状況**

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 21 期 (2016年2月期)	第 22 期 (2017年2月期)	第 23 期 (2018年2月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2019年2月期)
売上高 (千円)	10,141,864	9,908,415	9,230,349	9,727,488
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△233,631	△442,268	155,801	210,639
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△54.23	△102.67	36.13	48.80
総資産 (千円)	3,908,267	2,995,649	2,736,484	2,747,086
純資産 (千円)	876,738	404,568	557,659	741,841
1株当たり純資産額 (円)	203.53	93.92	129.21	171.86

当社の財産及び損益の状況

区分	第 21 期 (2016年2月期)	第 22 期 (2017年2月期)	第 23 期 (2018年2月期)	第 24 期 (当事業年度) (2019年2月期)
売上高 (千円)	9,239,425	9,027,789	8,272,454	8,561,559
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△332,731	△418,008	127,567	236,092
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△77.24	△97.04	29.58	54.70
総資産 (千円)	3,662,450	2,805,435	2,529,171	2,577,820
純資産 (千円)	726,647	287,100	421,491	637,800
1株当たり純資産額 (円)	168.68	66.65	97.66	147.76

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社DDホールディングスで、同社は当社の株式1,809,400株（議決権比率41.92%）を保有しております。2017年4月14日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、合意書の効力発生日である2017年6月1日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
ZETTON, INC.	1,000千米ドル	100.0%	飲食店舗の経営

(注) 2018年3月1日付で、当社は当社の連結子会社である株式会社アロハテーブルを吸収合併しております。

(7) 対処すべき課題

外食産業は、市場への参入障壁が比較的低いことから、新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後企業間の競争はより激しくなると認識しております。

このような状況の中で、当社グループは、「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」の理念のもと、地域社会に貢献するホスピタリティ企業として、更なる企業価値の向上を図るために以下の課題に積極的に対処してまいります。

① 既存店舗

当社グループは、アロハテーブル事業、ダイニング事業、アウトドア事業（旧ビアガーデン事業）、ブライダル事業、インターナショナル事業と様々な立地に対応した多様な業態を保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、既存店舗の商品開発、サービス力の向上、販売促進活動、内部組織の充実を進め、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発と合わせ、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進いたします。

② 新規出店

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、継続的な業績拡大を図るために、投資効果の高い優良立地への出店を行い、収益力を強化拡充する方針であります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって不可欠であると認識しております。そのため、人材の確保については魅力のある店づくりや積極的なPR活動などを通じて、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。一方で、人材の育成については従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

事業	事業内容
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ&ダイニング事業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。
アウトドア事業(旧ビアガーデン事業)	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。商業施設の屋上だけに限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただける、そんな素敵なウェディングを提供しております。
インターナショナル事業	米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在5店舗を運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗 (2019年2月28日現在)

当社 (本社) 東京都港区
 (名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区
 ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ
 (主要な営業店舗)

名称	所在地
gz	東京都中央区
銀座ロビー	東京都中央区
shiohara	東京都中央区
gindachi	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
三井記念館 MUSEUM CAFE	東京都中央区
舌舌	東京都中央区
神南軒	東京都渋谷区
Aloha Amigo harajuku	東京都渋谷区
ALOHA TABLE Daikanyama Forest	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
b&r	東京都港区
六七	東京都港区
ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
ALOHA TABLE Hawaiian Bar	東京都港区
ALOHA TABLE natural	東京都港区
ALOHA TABLE osaki	東京都品川区
食堂BAR カスマガセキ	東京都千代田区
ALOHA TABLE iidabashi	東京都千代田区
ALOHA TABLE nakameguro	東京都目黒区
Aloha Amigo	東京都豊島区
池袋バルコ アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	東京都豊島区
THE TOWER RESTAURANT YOKOHAMA	神奈川県横浜市中区
THE BUND	神奈川県横浜市中区
mizumachi bar	神奈川県横浜市中区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
MANOA Aloha Table	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE 横浜ベイクォーター	神奈川県横浜市中区
A&P with terrace	神奈川県横浜市中区
横浜モアーズ 食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県横浜市中区
アトレ川崎 食べ放題BBQ BEER GARDEN	神奈川県川崎市川崎区
ALOHA TABLE shonan	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE テラスモール湘南	神奈川県藤沢市

名称	所在地
Kailua Weekend ebina	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE Sendai	宮城県仙台市青葉区
仙台バルコ アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	宮城県仙台市青葉区
わらやき屋仙台南分町	宮城県仙台市青葉区
ALOHA TABLE ベリエ千葉	千葉県千葉市中央区
ベリエ千葉 アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	千葉県千葉市中央区
チカニシキ	愛知県名古屋市中区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
金山ソウル BEER GARDEN	愛知県名古屋市中区
LUAU ALOHA TABLE with Gala Banquet	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE Cafe & Diner	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE Hawaiian Sweets & Foods	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE Loco Food&Pancake House	愛知県名古屋市中村区
forty three	岐阜県岐阜市
SURFSIDE KITCHEN	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
ALOHA TABLE kyobashi	大阪府大阪市都島区
ALOHA TABLE 心齋橋	大阪府大阪市中央区
“R” RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
熊本PARCO アロハ肉食べ放題BBQ ビアガーデン	熊本県熊本市中央区
ALOHA TABLE MITO (FC)	茨城県水戸市
ALOHA TABLE HAWAIIAN CAFE & DINING (FC)	静岡県静岡市葵区
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国 ハワイ
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国 ハワイ
ZIGU	アメリカ合衆国 ハワイ
PARIS. HAWAII	アメリカ合衆国 ハワイ
ALOHA TABLE 清潭(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 板橋(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国 ソウル
SURFSIDE KITCHEN 松島(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE ウィレ(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 釜山(FC)	韓国 ソウル

(10) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
374名 (1,668名)	27名増 (335名増)

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
347名 (1,571名)	22名増 (309名増)	32.7歳	5.0年

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	120,000千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	110,625千円
株 式 会 社 第 四 銀 行	79,175千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	76,672千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	66,046千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 15,390,000株

② 発行済株式の総数 4,317,700株

(注)2018年7月9日付の当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式の総数は1,800株増加しております。

③ 株主数 5,267名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 D D ホールディングス	1,809,400株	41.91%
稲 本 健 一	308,500株	7.15%
山 本 知 宏	114,100株	2.64%
株 式 会 社 N S K	109,000株	2.52%
尾 家 産 業 株 式 会 社	109,000株	2.52%
鈴 木 伸 典	104,500株	2.42%
梶 田 知 嗣	87,700株	2.03%
キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社	72,700株	1.68%
ア ク リ ー テ ィ ブ 株 式 会 社	60,000株	1.39%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	54,600株	1.26%

(注)持株比率は自己株式(1,140株)を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況 (2019年2月28日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木伸典	
取締役	鹿中一志	株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括 株式会社吉田卯三郎商店 代表取締役 株式会社商業藝術 取締役
取締役	関武	株式会社DDホールディングス 執行役員 グループ開発本部長
取締役	遠藤栄司	株式会社DDホールディングス 執行役員 グループマーケティング本部長
取締役	小林智哉	管理本部長 兼 人事総務部長
取締役	手嶋雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフ 代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス 取締役 株式会社EPARKグルメ 取締役 株式会社LIVNEX 社外取締役
常勤監査役	大曾根三郎	
監査役	浅野哲司	浅野哲司税理士事務所 所長
監査役	石田晴彦	石田晴彦司法書士事務所 所長
監査役	渡部峻輔	AZX総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、手嶋雅夫氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、石田晴彦氏、渡部峻輔氏は社外監査役であります。
 3. 2018年5月24日開催の第23回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏名	地位
小林智哉	取締役

4. 監査役浅野哲司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。
 6. 当社は手嶋雅夫氏、石田晴彦氏、渡部峻輔氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役手嶋雅夫氏、社外監査役石田晴彦氏、渡部峻輔氏とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	6名	35,370千円
監査役	4名	10,050千円
合 計 (うち社外役員)	10名 (3)	45,420千円 (6,892)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年5月30日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、2017年5月25日開催の第22回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内（うち社外取締役5百万円以内）と決議いただいております。
3. 上記の取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権にかかる報酬額として、当事業年度に計上した1百万円（うち社外取締役0.1百万円以内）が含まれております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第23回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員の状況

(ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長、パーセク株式会社代表取締役社長、一般社団法人スポーツフォーライフ代表理事、株式会社コーエーテクモホールディングス取締役、株式会社EPARKグルメ取締役及び株式会社LIVNEX社外取締役に兼務しており、それぞれの会社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役石田晴彦氏は、石田晴彦司法書士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ・監査役渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

(イ) 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
手嶋 雅夫	取 締 役	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、他社での豊富な企業経営経験から、適宜発言を行っております。
石田 晴彦	監 査 役	当期開催の取締役会14回のうち13回、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、司法書士としての専門的見地からの発言を行っております。
渡部 峻輔	監 査 役	当期開催の取締役会14回のうち14回、また、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった監査法人コスモスは、2018年5月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次のとおりです。（最終改定 2019年4月19日）

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。

(ア) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、株式会社DDホールディングス（以下「親会社」という。）及びその関係会社をいい、以下「グループ」という。）の定める「コンプライアンス規程」に批准し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
- ・当社は、親会社の定める「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にてグループ内の取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
- ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用電話番号及び専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族またはそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については、必ず書面または電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。

- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、親会社の定める「危機管理規程」に批准し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、親会社の定める「危機管理規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「危機管理部会」において、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことにより効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性及び妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の

業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査役宛てに報告を行う。
- ・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、または当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査役付担当者を選任する。
- ・監査役は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査役と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・当社及び子会社等の取締役ならびに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、監査役は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
- ・法令・定款違反その他情報を、監査役に報告したことで報告者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

(ク) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ・監査役は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。

- ・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
- ・監査役は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
- ・監査役の職務の執行の必要性に応じて、監査役は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。
- ・監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

(イ) 監査役会の活動について

毎月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

(エ) コンプライアンス体制について

親会社の定める「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に批准し、グループ経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
1,036,893	1,432,215
現金及び預金	買掛金
551,114	385,829
売掛金	1年内返済予定の長期借入金
173,772	356,476
商 品	リ ー ス 債 務
1,745	22,230
原材料及び貯蔵品	未 払 金
77,688	222,236
前払費用	未 払 費 用
98,751	270,173
繰延税金資産	未 払 法 人 税 等
62,848	29,188
その他	未 払 消 費 税 等
72,751	51,375
貸倒引当金	株 主 優 待 引 当 金
△1,779	12,624
固 定 資 産	前 受 金
1,710,192	54,546
有 形 固 定 資 産	そ の 他
1,101,981	27,534
建物及び構築物	固 定 負 債
832,961	573,029
工具、器具及び備品	長 期 借 入 金
196,559	383,173
リース資産	リ ー ス 債 務
11,073	8,689
建設仮勘定	資 産 除 去 債 務
61,387	173,539
無 形 固 定 資 産	そ の 他
48,665	7,626
のれん	負 債 合 計
13,267	2,005,244
ソフトウェア	純 資 産 の 部
6,905	株 主 資 本
その他の	資 本 金
28,491	383,914
投資その他の資産	資 本 剰 余 金
559,545	4,309
投資有価証券	利 益 剰 余 金
0	369,497
長期前払費用	自 己 株 式
6,911	△130
差入保証金	その他の包括利益累計額
406,163	△15,749
繰延税金資産	為 替 換 算 調 整 勘 定
146,161	△15,749
その他	純 資 産 合 計
308	741,841
資 産 合 計	負 債 純 資 産 合 計
2,747,086	2,747,086

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,727,488
売上原価		2,612,076
売上総利益		7,115,411
販売費及び一般管理費		6,651,767
営業利益		463,643
営業外収益		
受取利息	184	
受取地代家賃	6,440	
受取保険金	6,096	
協賛金収入	3,682	
為替差益	3,927	
受取精算金	12,990	
その他	7,186	40,508
営業外費用		
支払利息	6,887	
たな卸資産廃棄損	681	
その他	4,936	12,505
経常利益		491,646
特別利益		
固定資産売却益	1,311	
保険解約返戻金	28	1,340
特別損失		
減損損失	75,400	
固定資産除却損	1,689	
店舗閉鎖損	5,899	
リース解約損	12,499	
その他	2,552	98,041
税金等調整前当期純利益		394,945
法人税、住民税及び事業税	60,103	
法人税等調整額	124,202	184,306
当期純利益		210,639
親会社株主に帰属する当期純利益		210,639

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 金 剰 余	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	383,017	3,412	180,437	△130	566,736
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	897	897			1,794
剰 余 金 の 配 当			△21,578		△21,578
親会社株主に帰属する当期純利益			210,639		210,639
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	897	897	189,060	-	190,855
当 期 末 残 高	383,914	4,309	369,497	△130	757,591

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△9,076	△9,076	557,659
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,794
剰 余 金 の 配 当			△21,578
親会社株主に帰属する当期純利益			210,639
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,672	△6,672	△6,672
当 期 変 動 額 合 計	△6,672	△6,672	184,182
当 期 末 残 高	△15,749	△15,749	741,841

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲の変更

1 社

ZETTON, INC.

当連結会計年度において、当社は当社を存続会社、連結子会社であった株式会社アロハテーブルを消滅会社とする吸収合併を行ったため、同社を連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・ のれん
- ・ 自社利用のソフトウェア

20年以内の合理的な期間で均等償却しております。社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

- ・ 長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・・・・・・借入金の金利

ハ. ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,310,075千円

(2) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

99,002千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,315,900株	1,800株	一株	4,317,700株

(注) 発行済株式の総数の増加1,800株は、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を実施したことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	140株	1,000株	一株	1,140株

(注) 自己株式の総数の増加1,000株は、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年 5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	21,578千円	5円	2018年 2月28日	2018年 5月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年 5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	21,582千円	5円	2019年 2月28日	2019年 5月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	551,114	551,114	—
(2) 売掛金	173,772	173,772	—
貸倒引当金	△1,779		
	171,993	171,993	—
(3) 差入保証金	287,159	288,120	961
資産計	1,010,268	1,011,229	961
(4) 買掛金	(385,829)	(385,829)	—
(5) 未払金	(222,236)	(222,236)	—
(6) 未払費用	(270,173)	(270,173)	—
(7) 長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）	(739,649)	(737,989)	△1,659
負債計	(1,617,888)	(1,616,228)	△1,659

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、並びに(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年以内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0 千円
差入保証金	119,004 千円

(1) 投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 171円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 48円80銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

- (1) 当社は、2014年3月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 31,200千円）を締結いたしました。実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2013年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

- (2) 当社は、2014年6月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 56,000千円）を締結いたしました。実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における単体貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の75%以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ④ 各年度決算期の末日における単体損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか1項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する。

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	994,943	流 動 負 債	1,371,167
現金及び預金	454,826	買 掛 金	351,956
売 掛 金	167,850	1年内返済予定の長期借入金	356,476
商 品	1,745	リ ー ス 債 務	22,230
原材料及び貯蔵品	61,349	未 払 金	220,119
前 払 費 用	78,728	未 払 費 用	255,493
立 替 金	37,709	未 払 法 人 税 等	30,072
繰延税金資産	62,848	未 払 消 費 税 等	48,544
そ の 他	131,981	株 主 優 待 引 当 金	12,624
貸倒引当金	△2,098	前 受 金	54,546
固 定 資 産	1,582,877	預 り 金	5,195
有 形 固 定 資 産	848,126	そ の 他	13,907
建 物	682,831	固 定 負 債	568,852
構 築 物	450	長 期 借 入 金	383,173
工具、器具及び備品	92,552	リ ー ス 債 務	8,689
リ ー ス 資 産	11,073	資 産 除 去 債 務	173,539
建 設 仮 勘 定	61,217	そ の 他	3,450
無 形 固 定 資 産	7,166	負 債 合 計	1,940,019
ソ フ ト ウ ェ ア	6,905	純 資 産 の 部	
そ の 他	260	株 主 資 本	637,800
投資その他の資産	727,584	資 本 金	383,914
投資有価証券	0	資 本 剰 余 金	4,309
関係会社株式	121,529	資 本 準 備 金	4,309
長期貸付金	68,826	利 益 剰 余 金	249,706
長期前払費用	6,911	そ の 他 利 益 剰 余 金	249,706
差入保証金	384,841	繰越利益剰余金	249,706
繰延税金資産	146,161	自 己 株 式	△130
貸倒引当金	△685	純 資 産 合 計	637,800
資 産 合 計	2,577,820	負 債 純 資 産 合 計	2,577,820

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年3月1日から
2019年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		8,561,559
売 上 原 価		2,285,753
売 上 総 利 益		6,275,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,818,360
営 業 利 益		457,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,944	
為 替 差 益	3,927	
受 取 保 険 金	6,096	
協 賛 金 収 入	3,682	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	23	
受 取 精 算 金	12,990	
雑 収 入	7,186	36,851
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,887	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	681	
雑 損 失	2,485	10,054
経 常 利 益		484,240
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	44,171	
固 定 資 産 売 却 益	1,311	
保 険 解 約 返 戻 金	28	45,511
特 別 損 失		
減 損 損 失	75,400	
固 定 資 産 除 却 損	1,689	
店 舗 閉 鎖 損 失	5,899	
リ ー ス 解 約 損 失	12,499	
そ の 他	2,552	98,041
税 引 前 当 期 純 利 益		431,710
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	60,103	
法 人 税 等 調 整 額	135,514	195,618
当 期 純 利 益		236,092

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 計
	資 本 金	資 本 金	利 益 金	自 己 株 式	株 資 合 本 計	
		資 本 金	利 益 金			
当 期 首 残 高	383,017	3,412	35,192	△130	421,491	421,491
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	897	897			1,794	1,794
剰 余 金 の 配 当			△21,578		△21,578	△21,578
当 期 純 利 益			236,092		236,092	236,092
当 期 変 動 額 合 計	897	897	214,514	-	216,308	216,308
当 期 末 残 高	383,914	4,309	249,706	△130	637,800	637,800

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式 移動平均法による原価法

・其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、食品材料 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・8年～20年

構築物・・・10年～20年

工具、器具及び備品・・・2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金の金利

③ ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,130,285千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権

117,661千円

長期金銭債権

68,517千円

短期金銭債務

9,327千円

(3) 保証債務

一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

99,002千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引高

営業取引の取引高	売上高	17,115千円
	販売費及び一般管理費	38,559千円
営業取引以外の取引高		15,754千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	140株	1,000株	一株	1,140株

(注) 自己株式の総数の増加1,000株は、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額及び繰越欠損金等であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の役員	稲本健一	(被所有)直接7.1	株式会社DDホールディングス取締役	※1 不動産賃貸借契約に対する債務被保証	29,719	—	—

(注) 1. 当社は、不動産賃貸借契約に対して親会社の取締役稲本健一より債務保証を受けておりますが、本件債務保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。なお、不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額には支払家賃の年額を記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連連者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社 DDホールディングス	被所有 直接41.9	親会社	経営指導料等	16,790	未払金	4,292
				グループポイント制度精算金	12,990	未収入金	8,271

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連連者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZETTON, INC.	所有 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付	35,389	短期貸付金	67,852
				資金の回収	19,191	長期貸付金	68,517
				貸付金に対する受取利息	2,764	未収収益	2,731
				経費の立替	31,890	立替金	31,874

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 147円76銭

(2) 1株当たり当期純利益 54円70銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

- (1) 当社は、2014年3月31日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 150,000千円、利率 基準金利+0.455%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行残高 31,200千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2013年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続して、いずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

- (2) 当社は、2014年6月18日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱りそな銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.4%、担保の有無 担保無、当事業年度末借入実行残高 56,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における単体貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年度決算期の末日における純資産の部の75%以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ④ 各年度決算期の末日における単体損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。

財務制限条項抵触時の効果

いずれか1項目以上に抵触した場合：期限の利益を喪失する。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷哲朗	㊤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山上友一郎	㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲 朗 ㊟
社業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 上 友 一 郎 ㊟
社業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの2018年3月1日から2019年2月28日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月19日

株 式 会 社	ゼ ッ ト ン	監 査 役 会
常 勤	監 査 役	大 曾 根 三 郎 ㊟
監 査	役	浅 野 哲 彦 ㊟
社 外	監 査 役	石 田 晴 輔 ㊟
社 外	監 査 役	渡 部 峻 輔 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績及び財務状況に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金5円

配当総額 21,582,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月28日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役関武氏、遠藤栄司氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 数
1	やまだ だいすけ 山田大輔 (1973年3月21日) 【新任】	1997年4月 当社 入社 2007年10月 当社 名古屋営業部長 2010年3月 株式会社アロハテーブル転籍 営業部長 2012年3月 当社転籍 ハワイ事業部長 2015年3月 当社 執行役員 ハワイ事業部長 2018年3月 当社 執行役員 企画・開発室長(現任)	2,700株
	(選任理由) 山田大輔氏は、入社以来、営業部門での豊富な経験を有しており、現在は執行役員企画・開発室長として物件開発部門を牽引しております。今後も更なる企業価値向上に貢献できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	たなか しゅんいち 田中俊一 (1982年4月14日) 【新任】	2005年6月 当社 入社 2015年3月 当社 ダイニング事業部 副本部長 2017年3月 当社 ダイニング事業部長 2018年3月 当社 執行役員 営業本部長(現任)	500株
	(選任理由) 田中俊一氏は、入社以来、営業部門を担当し、その役割を適切に果たしており、当社営業部門における豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2019年2月28日)現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社従業員持株会における本人持分が含まれます。なお、本議案をご承認いただき、新任取締役候補者が取締役に就任した場合には、当社従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要がございます。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2019年5月24日（金曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンまたはスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合がございます。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00) ※通話料無料

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く) ※通話料無料

以 上

株主総会会場ご案内図

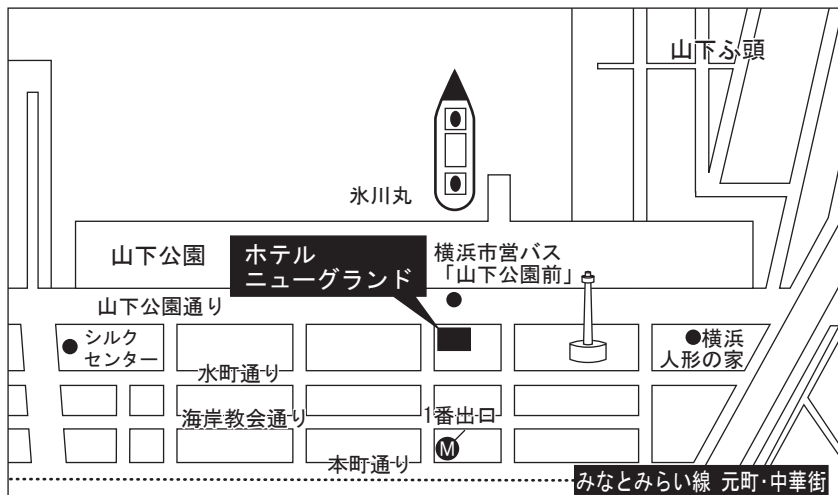
会場：神奈川県横浜市中区山下町10番地

「ホテルニューグランド本館2階 レインボーボール
ルーム」

※開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は
間違えないようご注意ください。

※ご出席の株主様向けのお土産のご用意は
ございません。予めご了承ください。

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



(交通のご案内)

- みなとみらい線「元町・中華街」駅1番出口より徒歩1分
- 横浜市営バス 横浜駅前（東口のりば）1番のりばより
「26系統」乗車、「山下公園前」下車、徒歩すぐ

zetton_{Inc.}